

# お知らせ information

白根市役所  
〒950-1292 白根市大字白根1235  
☎ 373-2111



## 新飯田元巨マラソン大会 元巨みんなで歩こう会

新飯田地区公民館では、第29回新飯田地区元巨マラソン大会と、第15回元巨みんなで歩こう会を開催します。参加者全員に、豚汁のサービスなどもあります。お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

■とき 1月1日(祝) 受付：午前10時  
■集合場所 新飯田小学校体育館  
■参加資格 どなたでも  
■参加費 100円(保険料)  
■部門・距離 マラソン(11キロ、3キロ、5キロ 歩こう会(3キロ)  
■表彰 完走(完歩)者全員に記録証(完歩証)と参加賞  
■申込期限 12月25日(木) ■その

他 悪天候の場合は中止となることがあります。■問い合わせ・申込先 新飯田地区公民館 ☎ 374-2001

## おもしろ実験教室

カラフル万華鏡を作ります。

■とき 1月17日(土) 午前9時30分～11時30分 ■ところ 理科教育センター ■対象 小・中学生  
■定員 30人(多数の場合は抽選)  
■参加費 50円(当日徴収) ■申込期間 12月18日(木)～25日(木)  
■問い合わせ・申込先 理科教育センター ☎ 372-2924、白根学習館 ☎ 372-5533

## 福祉健康



## ひとり親家庭に医療費を助成します

ひとり親家庭の父または母、子どもに医療費を助成します。

■対象 市内に住所を有する母子・父子家庭、または父母がいない家庭の18歳未満の子とも、またはその子どもの養育者、父か母に一定以上の重い障害がある世帯の子ども ■必要なもの 保険証、印鑑、世帯全員の住民票、戸籍謄本  
※平成15年1月2日以降に白根市

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか

### 「児童扶養手当」

父と生計を別にする児童を育てている、母などに支給されます。

■対象 18歳未満(18歳到達後、最初の3月31日を迎える人までを含む)で次の①～⑥に該当する児童 ※障害児については20歳未満まで  
①父母が婚姻を解消した児童 ②父が死亡した児童 ③父が重度の障害者である児童 ④父が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童 ⑤母が婚姻によらないで出産した児童(父から認知された児童を含む) ⑥父から引き続き1年以上遺棄されている児童など

### 「特別児童扶養手当」

心身に重度または中度の障害がある20歳未満の児童を育てている父母などに支給されます。

■対象 次の①～③に該当する児童 ①目や耳など身体の不自由な児童 ②日常の生活を制限される程度の病気がかかっている児童 ③知的発達に障害のある児童など

■その他 両手当は支給要件がありますので、不明な点はお問い合わせください。

わせください。■問い合わせ・申請先 保健福祉課児童福祉係 ☎ 261、262、263

## 独立行政法人平和祈念事業特別基金からのお知らせ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。該当する人は、お問い合わせください。

■対象 旧軍人軍属で恩給などを受けていない、恩給資格者(請求を行うことなく亡くなった恩給資格者の遺族)または終戦に伴い、本邦以外の地域から引き揚げて来られた人 ■問い合わせ 独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎ 0120-234-933

## 「市役所からの依頼」をかたる悪質なグループにご注意を!

最近、市内で「市役所に頼まれて、下水の調査(掃除)に来た」など市役所の依頼と称し、調査や掃除を行った後、代金を請求するという悪質な詐欺が多発しています。

市では、一般家庭の下水の調査や掃除を業者に依頼する事はありません。「市役所に頼まれて来た」と言われると、つい信用してしまいがちですが、その場で対応せず、本当かどうか市役所に電話で確認してください。しつこく勧誘して帰らないときや不審を感じたときは、警察署またはお近くの駐在所へご連絡ください。

またこれ以外にも、さまざまな新手の手口が増えていきます。特に、家族が仕事などで出掛けている昼間、家におられるお年寄りなどが狙われているようです。どうぞご注意ください。怪しいと思ったら、すぐに警察に通報してください!

■連絡先 白根警察署 ☎ 373-0110、またはお近くの駐在所、市役所企画財政課広報コミュニティ係 ☎ 373-2111 ☎ 327

## 有志指導者

## カルチャーセミナー



■とき 平成16年2月1日(日)～29日(日) ■ところ 白根学習館  
■申込方法 受講したい講座が決まったら、1月30日(金)までにお申し込みください ※各講座とも5人以上の応募で講座を開設しますが、満たない場合は中止となることがあります ■受講料 1回につき3,000円を受講者数で割った金額(教材費は各自負担)  
■その他 各講座開設時間・講師など詳しくは、白根学習館と各地域生活センターにある用紙をご覧ください ■問い合わせ・申込先 生涯学習課(白根学習館内) ☎ 372-5533

開設日(2月)	講座
14日(土)	木目込人形製作体験教室
15日(日)、22日(日)、29日(日)	生涯学習日本人形教室
毎週火曜日	日本画の絵の具と使い方
11日(水)、22日(日)	心理カウンセラーによる カウンセリングマインド
毎週木曜日	水墨画・水彩画教室
14日(土)、28日(土)	粘土工芸(パンフラワー)教室
1日(日)、8日(日)	トールペイント教室1
12日(木)、27日(金)	トールペイント教室2
毎週土・日曜日	センスアップクッキング(西洋料理講座)
7日(土)、14日(土)	お部屋を明るく演出するアレンジ花
14日(土)	日本語の原点とその精神

## ご利用ください 生ごみ処理機器購入助成

市では、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器購入助成制度を実施しています。

■対象機器 ①生ごみ処理(たい肥化)容器 ②有効微生物群(EM)生ごみ処理容器 ③電気式生ごみ処理機

■助成額 ①②=1台につき購入額の2分の1(5,000円を限度) ③=1台につき購入額の2分の1(3万円を限度)、ただし1世帯(1事業所)につき1台で、1回限りの助成

■申請方法 市民生活課環境係に用意してある助成金交付申請書を提出ください ※領収書(品名の分かるもの)、振込先金融機関口座番号、印鑑が必要です

■その他 助成金に100円未満の端数がある場合は切り捨て

■問い合わせ・申請先 市民生活課環境係 ☎ 201、202、203

## 早春を告げる広域文化祭 中ノ口川さわやか交流展 作品募集

■とき 2月28日(土) 午前9時～午後5時、2月29日(日) 午前9時～午後4時 ■ところ 白根学習館ラズベックホール ■応募資格 白根市、味方村、月湯村、中之口村に在住・在学・在勤の高校生以上の人 ■作品 既製品を組み立てた模型など、創作作品と認められないものは対象外 ■出品数 1部門につき1点 ■出品料 無料 ■部門・規格 ①日本画=水墨、絵本、絹本とも50号以内の額装または枠張り表装(軸装は除く) ②洋画=油絵、水彩、パステル、素描で50号以内の額装または枠張り表装、軸装。縦額2.5尺×8尺以内、横額6尺×2.5尺以内 ④写真=白黒・カラーとも全倍以内の額装またはパネル表装 ⑤美術工芸=漆工、金工、木工、彫塑、染織、人形、七宝、陶芸、手芸等 ■申込方法 出品申込書と預かり証を、市役所企画財政課総合計画係に提出してください ※申込書類等は市役所企画財政課と主な公共施設で配布しています ■申込期限 2月12日(木) ■問い合わせ 中ノ口川さわやか交流展実行委員会の細貝 ☎ 362-2183、または企画財政課総合計画係 ☎ 324

## 白根郵便局からのお知らせ

年賀状の受け付けは12月15日から

年賀状は12月15日(日)から受け付けを開始します。なるべくお早めにお出しください。

■問い合わせ 白根郵便局郵便課 ☎ 373-2200

## 消費者トラブル注意情報 架空請求は無視しましょう

近ごろ、下記のような「架空請求」の封書、メール等が無差別に送りつけられています。これは勝手に送られてくるダイレクトメールと同じです。相手に連絡を取らず無視しましょう。

### 受任・最終通知書

この度、貴方様のご利用頂いている様々の金融機関の方々から、債権回収の依頼を受任されました〇〇の会と申します。さて、現在貴方様は金融機関での御契約条項「期限の利益の損失」に該当しています。よって「金融法第二十四条 債権譲渡等の規制」により、貴方様の債権回収業務を強制的に実行します。同時に、御利用されている金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストとしての登録、財産の差し押さえ等を行う事も付け加えさせていただきます。

本日中にご連絡、ご入金が無き場合には、弊社特別回収員が御自宅、御勤務先、御親族関係者方々等に早急にお伺いする事になります。しかし貴方様の誠意遺憾によりましては、御返済の御相談等には、応じる事が可能ですので、至急下記までご連絡を下さいます様宜しくお願い申し上げます。

連絡先 080-0000-0000  
債権者代理人 〇〇の会(〇〇債権回収協会加入)  
(〇〇債権調査組合加入)

※請求には「直接回収に行く」など、脅迫めいた言葉が書かれていますが、実際に取り立てに来たという情報はありません

■相談先 県消費生活センター ☎ 285-4196

求人・求職相談 ハローワークトピアしろね

毎月、求人・求職について相談に応じています。相談は無料です ■とき 毎月第4金曜日 12月は26日 午前9時30分～正午 ■ところ 市役所3階会議室 ■問い合わせ 商工観光課商工労働係 ☎ 222